

令和6年度 与那原町魅力発信事業
与那原町観光ビジョン策定業務委託事業
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

この要領は、「与那原町観光ビジョン策定業務委託事業」の委託業者を適正、公正に選択するため、企画提案方式により委託業者を決定し、業務を委託するために必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的

本業務では、本町の有する観光資源の魅力や課題を抽出したうえで、本町における観光のテーマ、今後の方向性、目指すべき将来像を定めるとともに、町民・事業者・関係機関・行政など、それぞれが担う役割等を明確にするため、観光分野における具体的戦略として与那原町観光ビジョンを策定することを目的とする。

3. 委託業務の内容

別紙「与那原町観光ビジョン策定業務委託事業」委託仕様書及び採用提案書の内容を踏襲し、行うものとする。

4. 契約期間等

(1) 契約締結予定

本契約の締結は、審査結果を通知後5日以内に予定。

(2) 契約期間

契約翌日より令和7年2月28日(金)までとする。

5. 委託金額の上限

委託金額は、5,991,700円(消費税及び地方消費税含む)以内とする。

※業務担当者の旅費、事業実施に関わる専門家等の旅費、各種の印刷料等すべてを含む。

6. 事業実施期間

令和7年2月28日(金)までに事業を終了し、報告書を提出する。

7. 募集等における主なスケジュール

| | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 公 募 公 告 | 令和6年5月28日(火) |
| (2) 質 問 書 提 出 締 切 | 令和6年6月3日(月)※2 |
| (3) 質 問 回 答 | 令和6年6月5日(水)※2 |
| (4) 参 加 表 明 書 提 出 | 令和6年6月7日(金)※1 |
| (5) 提 案 資 格 確 認 結 果 通 知 | 令和6年6月11日(火)※3 |
| (6) 提 案 書 提 出 締 切 | 令和6年6月18日(火)※4 |
| (7) 一 次 審 査 結 果 通 知 | 令和6年6月21日(金)※5 |
| (8) プレゼンテーション(予定) | 令和6年6月28日(金)予定 ※6 |

8. 参加資格

(1) 応募資格

- (ア) 応募する事業者は、沖縄県内に本店・支店又は営業所を有している者であること。
- (イ) 事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ① 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく与那原町の入札参加制限を受けていないこと。
 - ② 参加意思表明書提出期日以前 3 カ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
 - ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
 - ④ 暴力団(与那原町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 17 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(与那原町暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)
 - ⑤ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (ウ) 官公庁で観光計画策定等、類似業務経験を有していること。

(2) 共同提案の場合の資格等

複数の事業者によるコンソーシアムを組んで共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず幹事社を決め、全提案者名を記載した参加意思表明書を提出すること。
- ② 複数の事業者による共同事業体に所属すること、共同事業体に属しながら単独で提案することはできません。
- ③ コンソーシアムを構成するすべての者が応募資格(イ)のすべての要件を満たしていること。
- ④ 幹事社は応募資格(ア)及び(ウ)の要件を満たしていること。

9. 参加表明書、質問書及び企画書の提出 ※1

(1) 参加表明書の提出

- (ア) 提出期限 令和 6 年 6 月 7 日(金) 17 時まで(必着)
- (イ) 提出書類 以下の参加表明書及び添付書類を与那原町役場ブランド推進課に持参すること。また、参加表明に関する質問は随時メールにて受け付けるものとする。
- ① 参加表明書(様式第 2 号)
 - ② 参加資格チェックリスト(別紙 2)
 - ③ 業務経歴書(別紙 3)
 - ④ 会社概要書(任意様式:A 4 版 1 枚) ※以下の項目は必ず記載すること。
 - ・会社名
 - ・本社(支社、事務所)所在地
 - ・技術者数(本社、支社及び事務所)

- ・ 営業種目
 - ・ 連絡先（担当者氏名、電話番号、E-mailアドレス）
- ⑤ 登記簿謄本
- ⑥ 納税証明書（国税及び地方税の納税を証明するもの）
- (ウ) 提出先

＜与那原町役場 ブランド推進課 本庁舎 2F＞

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

電 話 : 098-945-5323

E-mail : usui.y@town.yonabaru.lg.jp

(2) 質問書の受付 ※2

- (ア) 提出期限 令和6年6月3日(月) 17時まで(必着)
- (イ) 提出書類 質問書を web フォームで提出すること。

<https://logoform.jp/form/Z4Se/585552>

- (ウ) 回答方法 質問に対する回答は、令和6年6月5日(水)までに企画提案参加業者全てに電子メールにて行う。

10. 企画提案（プロポーザル）の参加業者の選定 ※3

- (1) 企画提案（プロポーザル）参加業者の選定は前述「8. 参加資格」の要件を満たす業者の中から選出し、書類審査及び町長決裁を経て決定する。
- (2) 参加表明書及び添付書類を審査の上、提案資格確認結果通知（様式第3号）を令和6年6月11日(火)までに行う。

11. 企画提案書等の提出 ※4

| No. | 提出書 | 様式 | 留意事項 |
|-----|--------------------|---------|----------------------|
| 1 | 企画提案書提出届 | 別紙5 | 代表者印押印 |
| 2 | 業務経歴書 | 別紙3 | 過去の実績が分かる資料も添付すること |
| 3 | 業務の実施体制 | 別紙6-1、2 | |
| 4 | 配置予定技術者(管理技術者) | 別紙7-1 | 類似業務の内容がわかる資料も添付すること |
| 5 | 配置予定技術者(主任技術者・担当者) | 別紙7-2 | 類似業務の内容がわかる資料も添付すること |
| 6 | 業務フロー、スケジュール表 | 任意様式 | A4版2枚以内 |
| 7 | 企画提案書 | 別紙8 | 任意様式可 |
| 8 | PR書 | 別紙9 | |

| | | | |
|---|-----|------|--|
| 9 | 見積書 | 任意様式 | 総額の提示及び内訳を添付すること、各業務について、経費の名称、数量、単価、単位を明示すること |
|---|-----|------|--|

※提出は1業者1提案とする。

※③、④の配置予定者は、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

(3) 提出部数：社名を表示し、代表者印を押印したもの 1部

社名を表示しないもの 10部

※インデックス等で上記提出書類No.を付すこと。

(4) 提出先

＜与那原町役場 ブランド推進課 本庁舎2F＞

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

電 話：098-945-5323

1.2. 企画提案書への記載事項

別紙、業務委託仕様書の業務内容に基づき、概ね以下の内容を示すこと。(別紙8)

ア 全体実施計画(図面等により提案)

イ 当該事業に係る人員配置案

(できるだけ図面等により提案。①に含んでもよい)

ウ アドバイザープロフィール ※招聘予定の場合のみ

(アドバイザーを招聘予定の場合は、専門分野及び実績を記入すること)

エ 仕様書に記載されている各業務項目に対する基本的な考え方及び実施方法について、専門用語を多用せずに提示する。

オ その他、独自提案の概要

1.3. 企画提案書等の取扱について

(1) 企画提案(プロポーザル)に関して提出した書類等(以下、「企画提案書等」という。)は、変更又は取り消しができないものとする。

(2) 提出された企画提案書等は一切返却しない。

(3) 企画提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。

(5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

(6) 企画提案書の提案者名は情報公開の対象とする。

(7) 提出した企画提案(プロポーザル)の著作権は、その応募者に帰属する。

(8) 採用した企画提案(プロポーザル)の使用権は、与那原町に帰属する。

1.4. 一次審査について ※5

(1) 提出のあった企画提案書等については、事務局にて一次審査を行う。

(2) 次の(ア)～(エ)の項目により事務局が審査を行い、令和6年6月21日(金)までに結果通知を行う。

審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

(ア) 業務経歴・・・・・・・・・・配点：15／60

(イ) 業務実施体制・・・・・・・・・・配点：15／60

(ウ) 提案価格・・・・・・・・・・配点：5／60

(エ) 企画提案の内容・・・・・・・・・・配点：20／60

(3) 一次審査の通過業者は上位3社までとする。

15. プレゼンテーションについて ※6

一次審査通過業者については、必要に応じてプレゼンテーションを行う。その際には、事前に書面にて該当事業者へ連絡を行う。本事業委託業者を適正に選択するため与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱に定める選定委員会で別表、「与那原町観光ビジョン策定業務審査基準表」をもと、企画提案（プロポーザル）による採点審査を行い、委託契約の相手方となる優先交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施日時及び場所等の詳細については、後日連絡する。

(2) プレゼンテーションの順番については、事務局にてくじ引きを行い、その結果により決定する。

(3) 企画提案はパワーポイント等により実施し、別紙7-1又は様式別紙7-2に記載された配置予定者のうち、管理責任者となる予定者がプレゼンテーションを行う。出席者は3名以内とする。

(4) プレゼンテーションは次の内容を説明すること

①企画提案書（別紙8）

②企画提案（プロポーザル）参加におけるPR書（別紙9）

(5) プレゼンテーションの持ち時間は20分程度とし、その後10分以内で質疑応答を予定する。

※プレゼンテーションにてパソコンを使用する場合は提案者側で準備すること

※一次審査の状況によってはプレゼンテーションを行わないことございます。

16. 委託契約の締結権

業者選定委員会にて評価点数の最高得点取得者を業務契約の優先交渉権者として選定し、与那原町との委託契約の締結権を有するものとする。

また、優先交渉権者が辞退を申し出た場合には、次点の業者を交渉権者とする。

なお、同点の場合には、提案価格が低い業者を決定するものとする。

※ 契約内容及び金額については、選定業者の提案作業内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

17. 受託者の責務

(1) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務実施に際しては企業としての中立を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

〈問い合わせ先〉 与那原町ブランド推進課 臼井 洋平
〒901-1392 与那原町字上与那原16番地
TEL 098 - 945 - 5323 (直通)
E - mail : usui.y@town.yonabaru.lg.jp

**与那原町魅力発信事業（与那原町観光ビジョン策定業務）
公募型プロポーザルにおける選定基準について**

1. 基本的事項

本業務では、本町の有する観光資源の魅力や課題を抽出したうえで、本町における観光のテーマ、今後の方向性、目指すべき将来像を定めるとともに、町民・事業者・関係機関・行政など、それぞれが担う役割等を明確にするため、観光分野における具体的戦略として与那原町観光ビジョンを策定することを目的とする。

2. 提案書の評価基準

| 評価区分 | 評価項目 | 評価事項 | 評価点 | 評価の視点 | |
|---------------|------------|-----------------------|-------------|---|--|
| 事務局採点 (60) | Ⅰ. 業務経歴 | 同種業務の実績 | 5 | 観光計画や地域振興で豊富な業務実績を有しているか。 | |
| | | 本町又は県内での業務実績 | 5 | 与那原町の特性を理解し、それに適した提案が可能か。 | |
| | | 提案者の信頼性 | 5 | 過去類似実績等から信頼できる企業であるか。 | |
| | Ⅱ. 業務実施体制 | 管理担当責任者及び担当者 | 同種・類似業務の実績 | 5 | ・観光計画や地域振興に関する業務実績または専門知識を有しているか。 ・観光の現状分析や課題抽出のためのデータ収集・分析能力が高いか |
| | | | コミュニケーション能力 | 5 | ・議事録や報告書の作成実績から能力があるか。 ・町の担当者や他の関係者とのコミュニケーションが円滑 |
| | | | 対応力と柔軟性 | 5 | ・予期しない問題が発生した場合に迅速かつ効果的に対応できるかどうか。 ・計画変更や追加要求に対して柔軟に対応できるかどうか。 |
| | | 実施体制の総合評価 | 5 | 十分検討された実施体制となっているか。 | |
| | Ⅲ. 提案価格 | 事業実施にあたって適切な見積（費用対効果） | 5 | 評価点=配点×（最低見積金額/提案見積金額） ※（小数点以下3位四捨五入2位止め） | |
| | Ⅳ. 企画提案の内容 | 具体性と実現可能性 | 10 | 前観光実施計画をベースとした計画内容になっており、実現可能なビジョンとなるような調査ヒアリング内容になっているか。 | |
| | | イノベーションと創造性がある独自提案 | 10 | 提案に独自のアイデアや革新的なアプローチが含まれているかどうかも重要な評価ポイントです。 | |
| 評価点の合計結果 | | | 60 | | |

3. 審査の流れ

※審査の慎重を期する上で、評価の総合審議を設ける。

○事務局にて、評価基準に基づき審査を行い、委員会にて最終審議を行う。

○最終評価点数の集計による「最高得点取得者」を委託候補者として決定する。

**与那原町魅力発信事業（与那原町観光ビジョン策定業務）
公募型プロポーザルにおける選定基準について**

1. 基本的事項

本業務では、本町の有する観光資源の魅力や課題を抽出したうえで、本町における観光のテーマ、今後の方向性、目指すべき将来像を定めるとともに、町民・事業者・関係機関・行政など、それぞれが担う役割等を明確にするため、観光分野における具体的戦略として与那原町観光ビジョンを策定することを目的とする。

2. 提案書の評価基準

| 評価区分 | 評価項目 | 評価事項 | 評価点 | 評価の視点 | |
|---------------|------------|------------------------|-----------|-------|--|
| 審査員採点 (40) | V. 企画提案の内容 | (1) 具体性と実現可能性 | 計画の具体性 | 5 | 提案書の内容が具体的で実現可能な計画となっているか。 |
| | | | 課題把握と分析能力 | 5 | 与那原町現行計画から観光資源や課題に対する理解と分析の適切か。 |
| | | | データ収集と分析 | 5 | 町民や旅行者の意向調査に対するアプローチとその実行計画が具体的に示されているか。 |
| | | | 関連団体との連携 | 5 | 地元企業や外部専門家、研究機関などとの連携をどのように活用するか。 |
| | | (2) イノベーションと創造性がある独自提案 | 独自性 | 5 | 提案内容が他の一般的な観光ビジョン策定とは一線を画し、独自のアプローチや方法を取り入れているか。 |
| | | | 新規性 | 5 | 新しい技術やアイデア、手法を用いているか。また、その新規性が実現可能であるか。 |
| | | | アイデアの革新性 | 5 | 提案されたアイデアが従来の観光ビジョンに比べてどれだけ革新的か。 |
| | | | その他自由な提案 | 5 | 指示した業務内容以外に独創的な提案がされているか。 |
| 評価点の合計結果 | | | 40 | | |

3. 審査の流れ

※審査の慎重を期する上で、評価の総合審議を設ける。

○事務局にて、評価基準に基づき審査を行い、委員会にて最終審議を行う。

○最終評価点数の集計による「最高得点取得者」を委託候補者として決定する。